

秋田県第二種特定鳥獣管理計画
(第1次ニホンジカ)

秋田県

平成29年3月(策定)

目 次

第1	計画策定の目的及び背景	1
1	計画策定の目的	1
2	計画策定の背景	1
第2	管理すべき鳥獣の種類	1
第3	計画の期間	1
第4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	1
第5	現状	1
1	生息状況	1
2	生息環境	2
3	被害状況	3
第6	管理の目標	4
1	基本目標	4
2	目標を達成するための基本的な考え	4
第7	具体的な管理目標及び管理方式	4
1	農業被害対策	4
2	生息環境管理	4
3	狩猟による捕獲圧の確保	5
4	個体数調整	5
5	モニタリング及び目標の管理	6
6	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施	6
7	事業実施に向けた予算の確保	7
第8	計画の実施体制及び普及啓発等	7
1	各機関・団体の果たす役割	7
2	管理の担い手の確保と人材の育成	8
3	隣接県との調整	9
4	捕獲物の適正な処理	9
5	普及啓発及び広報活動	9

第1 計画策定の目的及び背景

1 計画策定の目的

本県に生息するニホンジカについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条の2の規定に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、個体数の増加及び生息域の拡大を抑制し、農林業、生活環境、森林生態系への被害を未然に防止することを目的とする。

2 計画策定の背景

ニホンジカは、有史以前から一般的な狩猟獣であり、全国各地の住所、地名にもその名が使われているほか、重要な動物性タンパク源として、また皮は武器や衣料として、角や骨は釣針や矢じりの材料として幅広く利用されていた。

本県においては、江戸時代までは各地に生息し、その後、狩猟圧などにより昭和初期までに絶滅したとされていたが、平成21年6月、県中央部の仙北市角館町で死亡個体が収容されて以降、各地で目撃され、又は死亡個体が収容される事案が増加している。

こうした状況から、本県におけるニホンジカの生息域は拡大し、生息数が増加していると見られ、このまま定住・繁殖する個体が増加していけば、農林業、生活環境、森林生態系への重大な被害が発生するおそれがある。

第2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（*Cervus nippon*。以下「シカ」という。）

第3 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

第4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

対象区域は県内全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区を除く。

第5 現状

1 生息状況

(1) 捕獲の状況

平成27年12月に仙北市で1頭、平成28年11月に井川町で1頭が狩猟により捕獲され、有害捕獲の実績はない。（【表-1】参照）

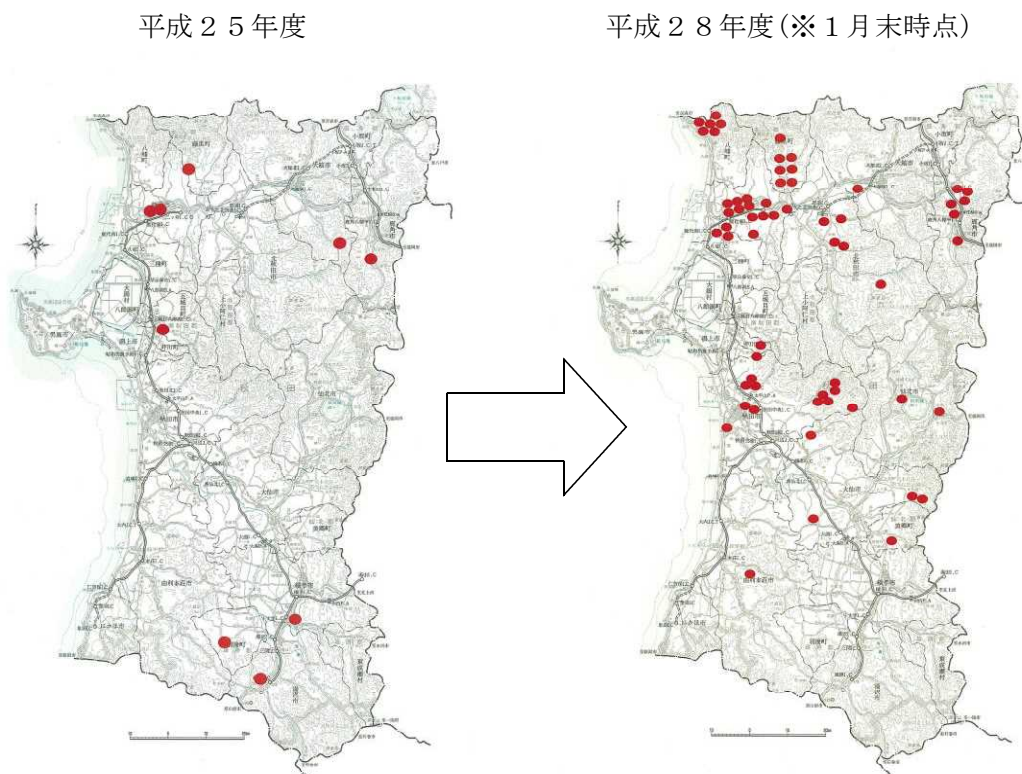
【表-1】 狩猟捕獲数及び目撃頭数の推移

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
狩猟捕獲数	0	0	0	0	0	0	1	1
目撃頭数	2	3	3	17	10	37	52	79

(2) 生息域拡大の状況

平成21年6月に仙北市で死亡個体が収容され、平成25年には県南部の横手市で子連れのメスも目撃されている。その後、目撃され、又は傷病等により収容される区域は全ての地域振興局管内まで拡大し、平成28年度は白神山地の一部を管轄している山本地域振興局管内での目撃情報が増えているほか、北秋田市では3頭～4頭の群れも確認されている。

【図－1】目撃箇所の推移



2 生息環境

(1) 食生と繁殖

シカは、元々林地と草地が入り混じる林縁部を生活圏とする動物で、分布域は森林率40%～70%の低山帯域に集中する傾向があり、コナラ林やアカマツ林、スギ造林地や里山など、明るい開けた森林に生息している。

行動は、集団性が強く、「群れ」を作って生活する。オスとメスは、通常別々の群れを作り、オスは通常1歳まではメスの群れに留まるが、2歳を超えるとメスの群れを出て、他のオスとともに「オスの群れ」を作る。繁殖期には、オスの群れは分解し、順位の高いオスはなわばりを形成する。オスは、なわばりの中にメスの群れを囲い、一夫多妻の群れ「ハレム」を作る。群れの大きさは、環境条件によって異なり、一般に開放的な草原の多い地域では大きく、森林の多い地域では小さな群れを作る傾向がある。

夏毛は茶色で白斑があり、冬毛は灰褐色で黒い毛で縁取られた大きな白い尻斑が

ある。オスには、発達した枝角があり、通常1歳は1ポイント、2歳～3歳は2～3ポイント、4歳以上は4ポイントの角を持つ。体の大きさは、オスの方がメスより大きく、体重比で1.5倍以上である。

繁殖については、交尾期は9月下旬～11月、出産期は5月下旬～7月上旬で、通常1年に1回1頭を出産する。繁殖率は餌条件に影響され、栄養条件が良い個体は1歳から繁殖を開始し、4歳以降は毎年繰り返す。

寿命は、オスは10歳～13歳、メスは12歳～15歳。死亡率は、幼獣で30%～50%、成獣で10%～15%であるが、最近の暖冬が死亡率を低下させている。

食性は、シダやトリカブトなどの特定種を除き、ほとんどの植物種を食べ、餌が少なくなる冬期には、ササやスゲなどのイネ科草本に依存することが多い。

高い生息密度は、深刻な被害を引き起こすとともに、生態系にも強いインパクトを与える。

(2) 本県の潜在的な生息環境

環境省の「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（ニホンジカ編）」によれば、シカの分布域は森林率40%～70%の低山帯に集中するとされている。これを本県の8振興局別に見ると、急峻な山間部の多い鹿角、北秋田、雄勝管内は75%を超えるが、平野部の多い山本、秋田、仙北、平鹿管内はシカの生息しやすい区域の森林率となっていることから、特に注意が必要である。

【表－2】参照

【表－2】秋田県内の8地域振興局管内別森林率

区分	総面積(ha)	森林(ha)	森林率(%)
鹿角	90,922	69,498	76.4
北秋田	232,270	190,183	81.9
山本	119,120	80,995	68.0
秋田	169,489	97,793	57.7
由利	145,073	104,002	71.7
仙北	212,867	145,735	68.5
平鹿	69,280	37,407	54.0
雄勝	122,538	93,881	76.6
計	1,161,559	819,494	70.6

(出典：平成27年度版秋田県林業統計)

3 被害状況

(1) 農業被害

本県における農業被害は、平成27年6月に県南部の大仙市で確認され、その後も同市や隣接する仙北市で数件発生していたが、平成28年6月には県北部の能代市でも被害が確認されている。いずれも被害は小規模であったため、被害額等は算

出されていない。また、農家も深刻に受け止めず、被害を見過ごしたり、追い払いを行っていない状況が見受けられる。

(2) その他の被害

シカによる交通事故や大型用水路のゴミ処理機への流入など、農林産物以外の被害も発生しており、このまま生息数の増加が進めば、大型獣類の侵入防止柵の少ない本県の道路事情から、同様の衝突事故等が多発する危険がある。

また、自然の植生や生態系に対する影響について、現時点では被害の報告はないものの、生息域の拡大と生息数の増加が進めば、貴重な高山植物の消失や生態系のかく乱など、生物多様性に影響を及ぼすことが懸念される。

第6 管理の目標

1 基本目標

本県は、100年にわたりシカが生息しない条件下で農林業が行われ、生態系が成立してきた地域であることから、詳細な調査を行うとともに、強力な捕獲圧を加えることにより、生息域の拡大及び個体数の増加並びに農林業、生活環境、森林生態系への被害を未然に防止する。

2 目標を達成するための基本的な考え

管理地域内において、農林業、生活環境被害や植物群落への目立った影響がない安定した状態を維持することが重要である。

目標を達成するための方策としては、被害が発生する前に農地及びその周辺域での個体数の低減と生息域の縮小を図るとともに、侵入防止柵等の設置や耕作放棄地の解消により、シカが住みにくい環境の整備を進めていく。また、本県は侵入初期段階の低密度地域であるため、メスに対して優先的に高い捕獲圧を加えるほか、本県の現状に適した捕獲手法を構築する。さらに、隣接県の情報収集を積極的に行い、侵入経路や越冬場所の把握、継続したモニタリング調査などにより、不確定要素の解消を図りながら、管理計画に適切に反映（フィードバック）する。

第7 具体的な管理目標及び管理方式

1 農業被害対策

定着した個体による継続した農業被害が発生しないよう、優先的に農地周辺での有害捕獲を実施するとともに、防護柵などの設置によりシカが安易に農地に入り込めないようにする。

なお、銃器の使用が困難な農地周辺では、わなを使用した捕獲を推進する。

2 生息環境管理

シカが生息する山林と農地との間に、シカが身を隠すことのできない見通しの良い緩衝帯を設置するなどして、人とシカのすみ分けを行うため、シカの隠れ家となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈り払いを進める。

個体数増加の防止に当たっては、草地造成や森林伐採、耕作放棄され草地化した農地、法面等の緑化により作り出された草地が餌場となり、個体数の急激な増加の引き金となることから、関係機関が連携し、草地が個体数増加の要因とならないよう適切に管理する。

3 狩猟による捕獲圧の確保

(1) 狩猟による捕獲の推進

常に捕獲圧を高めるため、一般の狩猟による捕獲を推進するとともに、県や市町村による個体数調整も併せて実施する。

なお、狩猟による捕獲数が少ないことから、規制緩和等の措置は講じないが、今後捕獲数が増加すれば、狩猟期間の延長を検討する。

(2) 狩猟者の育成・確保及び具体的な目標

本県では、狩猟により捕獲する習慣はないため、シカの生態や行動、標的になった場合の動きなどの知識や捕獲技術に精通していない狩猟者が多いことから、各種研修等を実施する必要がある。

また、狩猟者の高齢化・減少傾向が続く中において、狩猟による捕獲圧を高めるためには、若い狩猟者の育成・確保が必要である。【表－3】参照

〈現状値〉 1, 666人 (平成27年度の狩猟登録者数)

〈目標値〉 2, 000人 (平成33年度の狩猟登録者数)

【表－3】新規狩猟免許取得者の年齢構成と男女別 (H24～H28)

(単位：人)

年度	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60以上	計	40歳未満		男女別		女性の割合
								人数	割合	男	女	
24		6	7	9	5	23	50	13	26.0%	49	1	2.0%
25		3	14	7	17	20	61	17	27.9%	61		
26		10	13	12	12	25	72	23	31.9%	72		
27	0	10	23	11	13	26	83	33	39.8%	77	6	7.2%
28	0	11	25	31	16	25	108	36	33.3%	104	4	3.7%

※ 平成27年の法改正により網猟とわな猟の免許は20歳以上から18歳以上に。

4 個体数調整

狩猟による捕獲は、必ずしも被害実態や生息密度の増減に応じたものとはならないことから、被害発生の有無にかかわらず、農林業、生活環境、森林生態系への被害を未然に防止するため、急激に増加する前に計画的・効率的に強力な捕獲圧を加えることで、生息数の増加や分布域の拡大を防ぐ。

また、捕獲した個体の実態を把握するため、市町村や猟友会等の協力を得て、捕獲

の月日や場所、雌雄の別、角による年齢査定などの個体情報を収集する。

5 モニタリング及び目標の管理

管理計画の不確実性を補い、客観的な科学的データに基づく計画的な管理を実施するため、モニタリング調査（【表－４】参照。）を継続的に実施して、生息等の現状を把握する。また、得られた情報は、管理方法等へフィードバックし、毎年度開催する野生鳥獣保護管理検討委員会において評価を行い、必要に応じて内容の見直しを実施する。

【表－４】モニタリングの内容

項目	内容
① 捕獲情報の収集	狩猟及び有害捕獲の捕獲報告票から、捕獲数、捕獲場所、目撃効率、捕獲効率等の基礎データを収集する。
② 目撃情報の収集	目撃情報を収集することにより、分布状況の動向を把握する。
③ 被害状況等の把握	農林業被害状況及び被害防除対策の実施状況等を把握する。
④ 対策の検証	個体数調整や防除対策の効果を検証し、次の対策に反映する。
⑤ 個体数推定手法の検討	調査が難しいシカについて、先進研究事例等を参考に個体数の推定手法を検討する。特に、シカとニホンカモシカとが混在している本県にあつては、生息調査を外部委託する際には、フンの採取も合わせて委託し、新たに開発された「シカ・カモシカ識別キット」を活用した判別を実施する。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施目的、実施期間、実施区域、事業の実施者を次のとおり定める。なお、詳細については、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「実施計画」という。）において、別途定めるものとする。

(1) 実施目的

管理計画の目標を達成するため、捕獲の強化により個体数の低減を図るほか、捕獲できなかった場合でも周辺調査を行い、被害の状況や侵入経路の確認、加害個体数の推定、フンの採取など、今後の捕獲対策に必要な情報収集を行う。

(2) 実施期間

「第3 計画の期間」内とし、原則として1年を超えないこととする。

(3) 実施区域

「第4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域」とする。

(4) 事業の実施者

秋田県

7 事業実施に向けた予算の確保

県及び関係機関等は、事業実施に要する経費の予算確保に努めるものとする。

第8 計画の実施体制及び普及啓発等

管理計画の目標を達成するため、地域住民の理解と協力を得ながら、県、市町村及び関係団体等の緊密な連携の下に、個体数管理、被害防除対策及び生息環境管理等の施策の実施に取り組む。

1 各機関・団体の果たす役割

(1) 県の役割

自然保護課は、第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）を策定し、管理の目標を設定する。そして、他の関係行政部局、地域住民、民間団体等の各主体が実施する取組の調整を行うとともに、目標達成のために必要な施策を主体的に実施する。また、実施計画を策定するとともに、当該計画の目標達成のために必要な事業を積極的に実施する。さらに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画（以下「被害防止計画」という。）が、鳥獣保護管理事業計画及び特定計画と整合が取れたものであるかを確認して、市町村との連携に一層努める。

(2) 市町村の役割

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画を策定し、鳥獣被害防止総合対策事業を活用して、県と連携して被害防止計画に基づく個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る地域ぐるみの取組を実施する。また、捕獲結果に関する情報は、個体数推定等の重要な基礎情報となることから、定期的に県に報告する。

(3) 狩猟者団体の役割

鳥獣の保護及び管理を行う際は、行政との連携を十分に図る。また、特に、認定鳥獣捕獲等事業者をはじめとする鳥獣の捕獲等を行う事業者においては、安全確保対策を確実にを行うとともに、従事者の技能・知識の維持向上と育成・確保を図る。

(4) 野生鳥獣保護管理対策検討委員会の役割

学識経験者や関係団体等で構成する野生鳥獣保護管理対策検討委員会は、本計画を推進するため、以下の役割を担うものとする。

ア 計画の評価及び見直し

- イ 関係施策についての必要な検討及び助言
- ウ モニタリング結果の評価、分析等

(5) 農業協同組合、森林組合等の農林業関係団体

組合員に対し、被害防除技術の普及啓発や各種助成制度活用の提案を行う。

(6) 農業者、林業者の役割

所有する農地や山林について、適切な管理及び被害を受けにくい環境づくりに取り組みほか、研修会等での効果的な防除技術の習得に努める。

また、地域が一体となって被害防除対策を行う場合は、積極的に協力する。

(7) 地域住民の役割

人と鳥獣との適切な関係の構築について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護及び管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に、鳥獣の管理が必要な地域においては、地域住民が一体となって、生ゴミや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底等の鳥獣を誘引しない取組を進める。

2 管理の担い手の確保と人材の育成

(1) 防除技術の普及促進

農作物被害対策の推進を図るため、侵入防止柵の設置及び管理並びに集落点検等を担う指導者（市町村、農業協同組合の担当職員等）を育成する研修等を実施する。

(2) 捕獲技術の向上

低密度地域である本県に適した安全かつ効率的な捕獲技術の習得に必要な支援を実施する。特に、今後はわなの使用数の増加が想定されるため、わなに関する技能や知識の普及を図っていく。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の担い手の確保

認定捕獲鳥獣等事業者やこれと同等以上の技能及び知識を有し、安全管理を行うことができる法人の育成を図り、県による指定管理鳥獣捕獲等事業の担い手となり得る事業者を確保していく。

(4) 狩猟免許を有しない従事者の活用

農林業等に係る被害を防止するため、法第9条第8項により環境大臣が定める法人が捕獲を行う場合で、次の条件を満たすと認められるときは、狩猟免許を有しない者が従事者に加わる場合であっても、県は、当該法人の申請に対し、法第9条第1項の規定に基づき捕獲等の許可を行うものとする。

ア 銃器の使用以外の方法により捕獲等を行うこと。

イ 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、狩猟免許を有しない者は、狩猟免許所持者の監督下で捕獲等を行うこと。

ウ 当該法人が、従事者に対して捕獲等に関する講習を実施することにより、捕獲技術や安全性等が確保されていると認められること。

(5) 錯誤捕獲への対応

わなの使用数の増加により、錯誤捕獲の発生が懸念されるため、錯誤捕獲が起こりうる事態を想定した危機管理に関する技能や知識の普及を図っていく。

3 隣接県との調整

自然保護課は、管理計画の推進又は次期計画の策定に当たり、隣接県が定める管理計画との調整を図る。

4 捕獲物の適正な処理

有害駆除等により捕獲されたものについては、原則として持ち帰って適切に処理することとする。なお、急激な増頭や新たな捕獲方法の開発により大量捕獲された場合には、埋設等の処理についても検討する。

5 普及啓発及び広報活動

農林業被害等を未然に防止するためには、単に捕獲等に依存するだけでは困難であることを広く県民に周知する必要がある。特に、被害が発生するおそれが地域においては、防除対策や集落点検等の取組を地道に進めることが重要であるため、シカの生態や農林業被害の防除技術等に関する研修会の開催や広報活動を推進するものとする。

管理計画の推進に当たっては、幅広い関係者の理解と協力が必要なことから、県のウェブサイト等により公表するほか、各種関連行事等を通じて普及啓発を行う。